チャレンジ25
未来が変わる。日本が変える。

平成２４年度一般廃棄物関係予算（案）の概要

平成23年12月24日
環境省廃棄物対策課

※<復旧・復興>は東日本大震災復興特別会計に計上

１．災害等廃棄物処理事業費補助金

２００百万円　→　２９６，０４２百万円
<うち復旧・復興　２９５，８４２百万円>

市町村が実施した災害廃棄物及び漂着ごみの収集・運搬・処分に係る事業に対し補助を行う。（補助率：１／２）また、被災地の復旧・復興支援として、市町村が実施した東日本大震災により発生した災害廃棄物の収集・運搬・処分に係る事業に対し補助率を嵩上げして補助を行う。（補助率：１／２～８／１０～９／１０）

２．(新)震災がれき処理促進地方公共団体緊急支援基金事業
（グリーンニューディール基金）<復旧・復興>

０百万円　→　３２，１３７百万円

地域における持続可能な社会の構築や雇用の機会の創出に資する事業を実施するために造成された基金を活用し、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に基づく特定被災地方公共団体である市町村が行う災害廃棄物処理事業の負担費用の軽減、その他災害廃棄物の処理の促進を行う。

３．(新)災害廃棄物処理代行事業<復旧・復興>

０百万円　→　１６，０６８百万円

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に基づく特定被災地方公共団体である市町村から要請があった場合、必要があると認められるときは、当該市町村における災害廃棄物処理事業を国が代行して行う。

4．㊌廃棄物処理施設災害復旧費補助＜復旧・復興＞
０百万円　→　３，９４６百万円

東日本大震災により被災した廃棄物処理施設の原形復旧並びに応急復旧を地方公共団体等が行うために要する経費の一部に補助を行う。（補助率：１／２、８／１０～９／１０）

5．㊌災害廃棄物広域処理等支援事業＜復旧・復興＞
０百万円　→　１９８百万円

東日本大震災により生じた多量かつ多種・多様な災害廃棄物の円滑かつ早期な処理を行うため、被災地に専門家（コンサルタント等）を派遣し、当該市町村の処理事業を支援するとともに、環境省の職員と専門家が被災自治体を個別に訪問し、災害廃棄物処理に係る指導、助言を行う。

6．循環型社会形成推進交付金（浄化槽分を除く）（公共事業）
３１，２３５百万円　→　４６，４３４百万円
＜うち復旧・復興　１７，６２０百万円＞
※平成23年度第４次補正予算で118億円を計上

市町村の自主性と創意工夫を活かした広域的かつ総合的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進することにより、地域における循環型社会の形成推進を図る。また、被災地の復旧・復興支援として、被災地の市町村等や広域処理により災害廃棄物の処理を行う市町村等が整備する一般廃棄物処理施設に対して財政措置による支援を行うとともに、東日本大震災等に起因する電力不足が生じている状況に鑑み、発電効率23％相当以上の「高効率ごみ発電施設」の早期整備を推進する。

7．㊌放射性物質汚染廃棄物処理事業＜復旧・復興＞
０百万円　→　７７，２２４百万円

「放射性物質汚染対処特措法」に基づき、環境の汚染による人の健康又は生活環境への影響を速やかに低減することを目的として、対策地域内廃棄物及び焼却施設の焼却灰等の指定廃棄物を適切かつ迅速に処理する。

8．(新)中間貯蔵施設検討・整備事業<復旧・復興>

０百万円　→　２，０００百万円

放射性物質に汚染された廃棄物や除染によって出てくる土壌等の中間貯蔵施設を整備するために、現地調査（地形・地質調査、環境影響に関する調査等）、中間貯蔵施設の設計に係る検討、搬入物を効果的に減容化する技術・手法の検討等を行う。

9．(新)震災廃棄物対策指針の策定

０百万円　→　９百万円

平成１０年１０月に策定した「震災廃棄物対策指針」について、東日本大震災における廃棄物処理の実態を把握して課題を整理し、地方自治体が震災廃棄物処理計画において策定すべき項目・内容について見直しする。

東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業

市町村（一部事務組合を含む）がその事務として行う災害により必要となった廃棄物の処理等に係る事業について、要した経費の一部を補助することで生活環境の保全及び公衆衛生の確保を図ることを目的とする。

	通常	阪神・淡路大震災	東日本大震災		
対象	被災市町村	被災市町村	特定被災地方公共団体	特定被災区域	左記以外
国庫補助率	1/2	1/2	対象市町村の標準税収入に対する災害廃棄物処理事業費の割合に応じて補助 ・標準税収入の10／100以下の部分は、その額の50／100 ・標準税収入の10／100を超え20／100以下の部分は、その額の80／100 ・標準税収入の20／100を超える部分は、その額の90／100	1/2	1/2
グリーンニューディール基金	―	―	地方負担額の実情を考慮した地方の一時負担の軽減のため、基金を用い国の実質負担額を平均95%とする。	―	―
地方財政措置	地方負担分の80%について交付税措置	地方負担分の全額について、災害対策債により対処することとし、その元利償還金の95%について交付税措置	地方負担分の全額について、災害対策債により対処することとし、その元利償還金の95%について普通交付税措置、残余の5%については特別交付税措置	同左	地方負担分の95%について特別交付税措置

通常の災害廃棄物処理については必要経費の1/2を補助しているが、今回の震災は阪神淡路大震災よりも規模が大きく被害も広範囲に及び、県が災害救助法に基づき実施する災害救助と並行して一体的に処理を進めていくことが必要な状況にあることを踏まえ、特例として災害救助法の負担率を勘案した嵩上げ及びグリーンニューディール基金を活用することで、市町村等の負担を軽減し生活の早急な回復を図る。

震災がれき処理促進地方公共団体緊急支援基金事業

東日本大震災における被災地域の迅速な復興のため、災害廃棄物の処理を早急に行うことが国を挙げての課題

グリーンニューディール基金制度の枠組みを活用し、被災地における災害廃棄物処理事業を支援

事業内容

特定被災地方公共団体が行う、災害廃棄物処理事業が対象

＜基金対象事業＞

○災害廃棄物処理事業

特定被災地方公共団体である市町村が行う災害廃棄物の収集運搬・選別・再資源化・焼却・最終処分など

事業スキーム

環境省

事業報告

補助金

事業実績報告

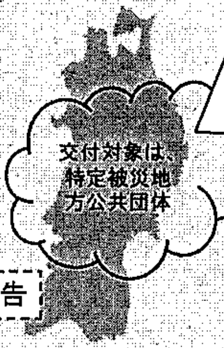

「基金」として積み立て

↓

取崩して事業を実施（取崩期間は3年間）

災害廃棄物処理事業費補助金による地方負担額を更に軽減

〈イメージ〉

災害廃棄物処理事業費

補助金 ｜ 基金 ｜ 地方負担額

86%程度

平均95%

↓

円滑な事業の実施が可能

【参考】

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法第5条第3項

「国は、災害廃棄物の処理が特定被災地方公共団体である市町村における持続可能な社会の構築や雇用の機会の創出に資することに鑑み、地域における持続可能な社会の構築や雇用の機会の創出に資する事業を実施するために造成された基金の活用による被災市町村負担費用の軽減その他災害廃棄物の処理の促進のために必要な措置を講ずるものとする。」

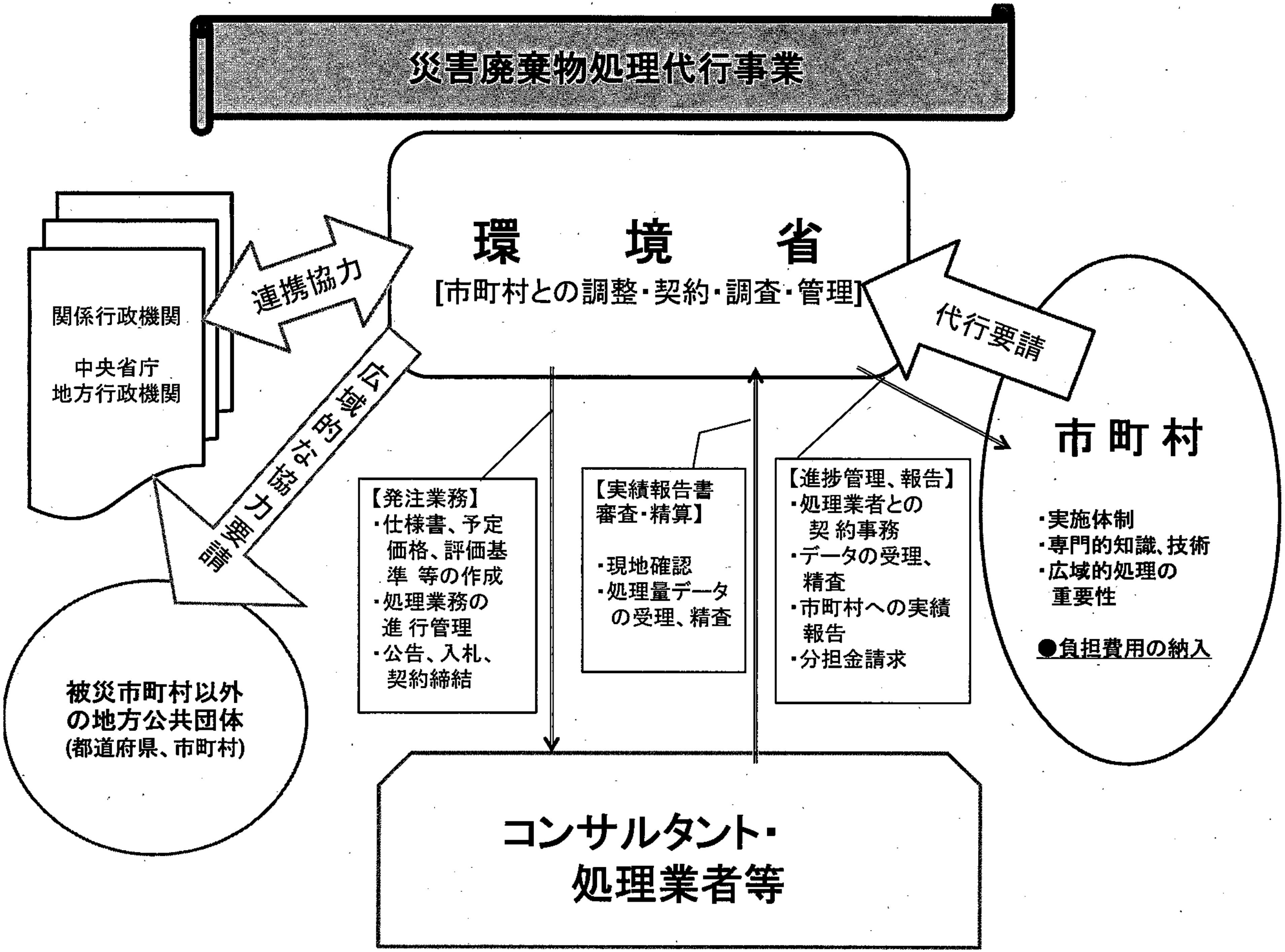
災害廃棄物処理代行事業
環　境　省
[市町村との調整・契約・調査・管理]
関係行政機関
中央省庁
地方行政機関
連携協力
広域的な協力要請
被災市町村以外の地方公共団体
(都道府県、市町村)
代行要請
市町村
・実施体制
・専門的知識、技術
・広域的処理の重要性
●負担費用の納入
【発注業務】
・仕様書、予定価格、評価基準 等の作成
・処理業務の進行管理
・公告、入札、契約締結
【実績報告書審査・精算】
・現地確認
・処理量データの受理、精査
【進捗管理、報告】
・処理業者との契約事務
・データの受理、精査
・市町村への実績報告
・分担金請求
コンサルタント・
処理業者等

東日本大震災に係る廃棄物処理施設災害復旧事業

災害により被害を受けた地方公共団体等が設置する一般廃棄物処理施設、浄化槽（市町村整備推進事業）、産業廃棄物処理施設、広域廃棄物埋立処分場及びPCB廃棄物処理施設の復旧事業について、要した経費の一部を補助することで円滑な廃棄物処理を図ることを目的とする。

	通常	阪神・淡路大震災	東日本大震災
対象事業	・一般廃棄物処理施設 ・浄化槽（市町村整備推進事業） ・産業廃棄物処理施設 ・広域廃棄物埋立処分場 ・ＰＣＢ廃棄物処理施設	・一般廃棄物処理施設 ・広域廃棄物埋立処分場	・一般廃棄物処理施設 ・浄化槽（市町村整備推進事業） ・産業廃棄物処理施設
国庫補助率	1/2 （交付要綱）	8/10 (阪神淡路大震災財特法)	特定被災地方公共団体の標準税収入に対する災害復旧事業費の割合に応じ、次により補助 ・20/100以下の部分・・80/100 ・20/100を超える部分・・90/100 (東日本大震災財特法) その他の市町村については次により補助 1/2(交付要綱)
地方財政措置	地方負担分に対して起債措置がなされ、元利償還金について交付税措置 ※元利償還金の47.5%（財政力補正により85.5%まで）	地方負担分に対して起債措置がなされ、元利償還金の95%について交付税措置	地方負担分に対して起債措置がなされ、元利償還金の95%について交付税措置

通常の廃棄物処理施設災害復旧については必要経費の1/2を補助しているが、今回の震災は阪神淡路大震災よりも規模が大きく被害も広範囲に及ぶため大幅な補助率の嵩上げを行い、市町村等の負担を軽減し生活の早急な回復を図ります。

災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理に向けた国の支援（広域処理等支援事業）

1．撤去
・現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物：平成23年8月末までを目途に仮置場へ概ね移動
（「東日本大震災に係る被災地における生活の平常化に向けた当面の取組方針」（平成23年5月20日緊急災害対策本部決定））
・その他：平成24年3月末までを目途
2．中間処理・最終処分
・腐敗性等がある廃棄物：速やかに処分
・木くず、コンクリートくずで再生利用を予定しているもの：劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定
・その他：平成26年3月末までを目途

「当面の取組方針」やマスタープランに示された目標の達成のため、あらゆる資源を総動員する

様々な観点からの総合的な支援

県・市町村に対する人的支援
①専門家による調査・訪問指導
○環境省職員（技術系・事務系）
・被災状況等調査
・被災県との調整
○コンサルタントの派遣
＜派遣先：岩手、宮城、福島＞
・被災状況等調査
・撤去が遅れている市町村にて訪問指導
②広域処理の推進・支援
○環境職員・コンサルタントによる広域支援
・被災自治体・受入自治体との調整、意見交換等
○地方自治法上の制度を活用
・指定都市、中核市からの職員派遣
・都道府県からの職員派遣

処理施設・機材の確保
・廃棄物処理の人材、機材及び処理施設に関する窓口（広域処理に関するマッチングチーム）を東北地方環境事務所に設置
・広域処理に不可欠な船舶、鉄道の活用に係る国土交通省との連携

技術的支援
・処理技術に関する相談窓口の設置（国立環境研究所、日本環境衛生センター、産業廃棄物処理振興財団の活用）
・各種指針類の発出
・マスタープランを踏まえた県実行計画の策定支援

財政支援
・災害救助法の負担率を勘案した国庫補助率の嵩上げ
・地方負担分は、事業費が多額に及ぶ市町村について、その全額を災害対策債により対処し、その元利償還の100%を交付税措置。

＋

現場の声を踏まえたきめ細かい対応
・環境省職員（技術系・事務系）と技術者・研究者のチームによる沿岸被災市町村の状況調査、要望等調査
・岩手県、宮城県、福島県との連絡・調整（市町村からの受託部分含む）
・各県協議会への積極的な参加を通じ、市町村、県、関係団体、国が一体となった取組の推進
・環境本省が主体となって行う全国的な広域処理に係る支援

被災地の復旧・復興に向けた一般廃棄物処理施設整備の支援

－ 循環型社会形成推進交付金の拡充 －　　要求・要望額：１７６億円

１．背景と課題

○東日本大震災における被災地の復旧・復興に向け、災害廃棄物の迅速かつ的確な処理が必要不可欠であるが、被災地の市町村における処理能力は不足している状況。

○そのため、被災地の復旧・復興の第１歩となる災害廃棄物の処理を加速化するため、被災地の市町村等、及び広域処理による災害廃棄物の処理を行う市町村等が整備する一般廃棄物処理施設に対し、財政措置による支援が必要。

２．事業内容

被災地における処理能力の増強を図るとともに、被災地以外の地域についても災害廃棄物の広域処理のために災害廃棄物の処理能力の強化を図る。

・交付対象施設：　特定被災地方公共団体である道県内の市町村等、又は災害廃棄物の処理を前提として平成24年度中に竣工予定の施設。
・交付率　　　：　交付対象経費の１／３又は１／２。

３．効果

国民の安全・安心の確保、循環型社会、低炭素社会の推進及び被災地における災害廃棄物等の迅速かつ適正な処理の推進。

震災廃棄物対策指針の策定

災害対策基本法

↓

環境省防災業務計画（平成17年10月）

↓

○ 震災廃棄物対策指針（平成10年10月）

→ 災害（震災・水害）廃棄物処理計画（都道府県・市町村）

↕

地域防災計画（都道府県・市町村）

☆　東日本大震災を踏まえ震災廃棄物処理計画（都道府県・市町村）の見直しは急務

津波により発生した広い地域に散在するあらゆるものが混然となった廃棄物への対応

～新しい対策指針～

- 震災の規模レベル別の計画（数段階）
- 東日本大震災を踏まえた内容
- 地方公共団体の計画策定を具体的に支援
- 地域特性や広域処理についても対応

→

- 計画のレベルアップ
- 即時に役立つ計画
- 計画策定率の向上
- 広域化処理の計画

↓

震災廃棄物の適正・迅速な処理